

# High School Human Rights

( 高校人権教育通信 第 24 号 ) 平成 30 年 ( 2018 年 ) 7 月 18 日

発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 小 松 容 (心の支援課長)

MAIL kokoro@pref.nagano.lg.jp



## 高校人権教育研修・連絡協議会が行われる

本年度の高校人権教育研修・連絡協議会が 5 月 31 日 (木) に総合教育センターで開催されました。県内各高校から約 100 名の人権教育担当の先生方が集まり、高校における人権教育の目的、課題、指導内容及び方法についての研修を行いました。

- ◇ 講演会 「同和教育が目指してきたもの、人権教育が目指すもの」  
講師 長野県同和教育推進協議会 事務局長 江村 智晴 氏
- ◇ 連絡協議会 各校の取組 (人権教育年間計画) について情報交換  
高校における人権教育のあり方について意見交換

## 「同和教育が目指してきたもの」から学ぶ 【講演会】

### 差別の現実と法律の整備

平成 28 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。部落差別問題はわが国固有の重大な人権問題ですが、高校では、義務教育段階で部落差別問題がどのように扱われ、どのように発展的に人権教育へつなげていけばよいか、という議論が少ないのではないのでしょうか。そこで、江村先生を講演会講師に迎え、部落差別問題や同和教育について学ぶ機会をもちました。



江村先生から始めに、県内の同和教育の歴史や現状についてお話をいただきました。また、法律の解説から、部落差別は許されないこと、部落差別の解消に関する施策を講ずることは国及び地方公共団体の責務であること、相談体制の充実や教育・啓発が必要であることを教えていただきました。さらに、「長野県における人権・同和教育の再スタート」と位置付けられた平成 27 年開催の「全国人権・同和教育研究大会長野大会」を振り返り、これからの人権教育のあり方や私たちの責任と役割について提言をいただきました。

### 「当事者とは、差別のある社会の中で生きている私たち自身のこと」

部落差別は「自分には関係ない」問題ではありません。「当事者」として行動を起こし、異なる立場の人に出会い、人とかがわりつながらり続けることで、次の世代へ伝えていくべき大切なことが見えてきます。私たちは自ら「自分にとって〇〇とは何か」を問うことができます。その時のイメージや感情が、その差別問題に対する自分の立ち位置であり、そこへ周囲の様々な情報や出来事、人の声が向かってきます。その時、自らの生き方が問われるのです。江村先生からは貴重な示唆をいただきました。

# 「人権教育が目指すもの」を考え合う 【連絡協議会】

## 講演会をふまえて、活発な情報交換や意見交換が行われる

参加者は自校の人権教育年間計画を持ち寄り、ブロック別に3～7人のグループをつくり情報交換を行いました。各校の取組や課題について有意義な話し合いができました。

### [感想の一部から]

- ・直接情報交換ができたので非常に良かった。計画書からは読み取れない課題についても率直な意見を交換できた。
- ・差別の問題を中途半端に扱うことが最も危険であるということをグループで共有できた。
- ・スマホやSNSに対する指導の難しさを共有できた。
- ・人権を無視したののしり合いがネットの中で行われているのが悩みの種であるという話題になった。



## 研修会・連絡協議会の内容を各学校で活かすために

参加者から寄せられた感想には、ほかに、「知らず知らずのうちに発している一言や思いやりのはずの一言が、実は差別につながっていないか、と日々の言動について考えさせられた」など参加者自身の振り返りにつながるものや、「人権教育は日々学校教育を営んでいく上で、私たち教員が最も大切にすべき根幹の一つである」と考える。このような人権研修の機会を増やしてもらいたい」という、人権教育の目指すものについて言及するものも沢山ありました。

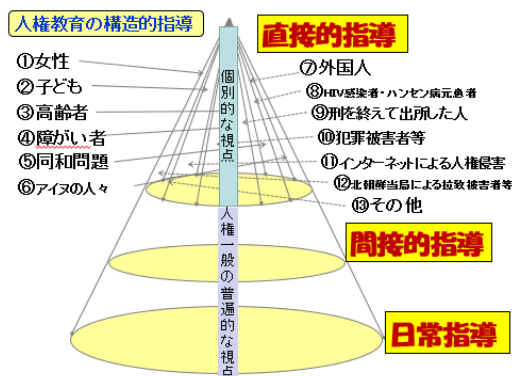
ただ、次のような高校における体質的な課題もあります。

何より学校のなかで「人権教育係」が閑職の位置づけになってしまっているのが現状であり、そこが問題ではないかと考える。多くの学校では、多忙な主任が三つ目の係として兼任していたりする。「人権教育係」こそ、現代の生徒たちの抱える様々な問題を、係横断的に有機的に結びつけ、考え教育していく中心になるべきであり、そのようにすればきっと学校として（教員同士でも）人権教育中心に様々な活動ができるようになると思う。

（『素敵な学校』づくりに向けて 高校人権教育指導ベーシック資料』平成27年 より）

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動がとれるよう、すべての高校生を導くためには、すべての教員が人権意識をさらに高め、学校全体で組織的に人権教育を進めることが求められます。

その際、単に個別的な視点からの「直接的指導」を行うだけでなく、その土台となる普遍的な視点からの「日常指導」「間接的指導」に留意することが大切なのです。



### 平成30年度高校人権教育研究委員 (敬称略)

委員会では各校の取組にお役にたてる情報を『High School Human Rights』を通じてお届けします。お感じになっていることがありましたら、委員の先生や事務局までお知らせ下さい。

藤井 栄司	明科高校(教頭)
向井 真弓	総合教育センター(専門主事)
玉本 聡志	松川高校(教諭)
座光寺 裕	岩村田高校(教諭)
勝山真由美	篠ノ井高校(養護教諭)